別紙第６号書式

記入例

履　行　延　期　申　請　書

令和４年４月１日

歳入徴収官

○○省大臣官房会計課長

納入告知書等に記載された債務者が申請して下さい。

　○○　△△　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都千代田区霞が関○－○

納入告知書等に記載された事項等に基づき記載して下さい。

（株）○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○　○○　印

　下記の債務について下記の条件により履行期限を延長して下さい。

１件の使用許可等による使用料等を分割して納付している場合は、それらを一括して申請できるものとし、内訳を別紙に記載して下さい。

記

１．債務の概要

|  |
| --- |
| ⑴　債務者の住所、氏名又は名称及び職業又は業務 |
| 東京都千代田区霞が関○－○  （株）○○○○　代表取締役　○○　○○　（○○業） |
| ⑵　元本債務金額（※履行期限を延期する国有財産の貸付料等） |
| ※分割納付している債務の場合は、別紙に記入すること。 |
| 別紙のとおり |
| ⑶　履行延期の特約等の承認がある日までに附されている利息、延滞金 |
| 履行延期承認通知書に記載された条件により延滞金を支払う。 |
| ⑷　債務の発生原因 |
| 例　○○の用に供するための○○△△庁舎に係る使用許可  借地契約に係る使用料 |

２．履行期限を延長しなければならない理由

新型コロナウイルス感染症等の影響によるイベント等の自粛及び外出自粛要請により収入が減少したため。

貸付財産又は使用許可物件の所在地が分かるように記載して下さい。

納付が困難である理由と新型コロナウイルス感染症等の影響の因果関係が分かるよう記載して下さい。

３．延長された後における履行期限及び延滞金

１件の使用許可等による使用料等を分割して納付している場合は、それらを一括して申請できるものとし、内訳を別紙に記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　履行期限 | 履行期限ごとに履行すべき金額 |
| 年　月　日  別紙のとおり  　　　　　　　　年　月　日 | 円  　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ※分割納付している債務の場合は、別紙に記入すること。 | |
| ⑵　延滞金 | | |
| 履行延期承認通知書に記載された条件により延滞金を支払う。 | | |

４．その他の条件

　⑴　国はこの債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

　⑵　国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

　　(ｲ)　国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

　　(ﾛ)　債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

　　(ﾊ)　債務者に次の事由が生じたこと。

　　　　Ⅰ) 強制執行を受けたこと。

　　　　Ⅱ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

　　　　Ⅲ) その財産について競売の開始があったこと。

　　　　Ⅳ) 破産手続開始の決定を受けたこと。

　　　　Ⅴ) 解散したこと。

　　　　Ⅵ) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をした

　　　　　こと。

　　　　Ⅶ) 上記ⅣからⅥまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開

　　　　　始されたこと。

　　(ﾆ) 債務者が履行延期の特約（処分）に附された条件に従わないとき。

　　(ﾎ) その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認めるとき。

承認日が当初の履行期限前となっている分については、当初の履行期限の翌日から起算して１年以内の期間まで延長することができます。

承認日が当初の履行期限後となっている分については、延長の承認日の翌日から起算して１年以内の期間まで延長することができます。

承認予定日については、貸付又は使用許可を行った部局の担当者にご確認ください。

（別紙）履行期限を延長する国有財産の貸付料等及び延長された後における履行期限等

（元本債務を分割納付している場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請時の履行期限 | 貸付料等 | 延長された後における履行期限 | 期限ごとに履行すべき金額 |
| 令和　４年　２月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　４月　１日 | 100,000円 |
| 令和　４年　３月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　４月　１日 | 100,000円 |
| 令和　４年　４月３０日 | 100,000円 | 令和　５年　４月３０日 | 100,000円 |
| 令和　４年　５月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　５月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年　６月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　６月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年　７月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　７月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年　８月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　８月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年　９月２０日 | 100,000円 | 令和　５年　９月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年１０月２０日 | 100,000円 | 令和　５年１０月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年１１月２０日 | 100,000円 | 令和　５年１１月２０日 | 100,000円 |
| 令和　４年１２月２０日 | 100,000円 | 令和　５年１２月２０日 | 100,000円 |
| 令和　５年　１月２０日 | 100,000円 | 令和　６年　１月２０日 | 100,000円 |
| 合　　計 | 1,200,000円 | 合　　計 | 1,200,000円 |

申請する債務のうち、最後に納付する分については、当初の履行期限の翌日（※この場合は令和５年１月２１日）から起算して１年以内かつ最初に納付する分（※この場合は令和４年２月２０日期限のもの）について延長した期間を超えない範囲の期間まで延長することができます。（※最初の納付分の延長期間が短い場合、全体として延長できる期間が短くなることに注意。記載例の場合は、最初の延長期間が１年間であるため、最後に納付する分も１年間延長できます。）

（参考）

○国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号） （抄）

第二十四条

３ 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

○国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号） （抄）

第二十六条 分割して弁済させることとなっている債権について法第二十四条第三項の規定により最初に弁済すべき金額の履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をあわせて延長する場合においては、最後に弁済すべき金額に係る履行期限の延長は、最初に弁済すべき金額に係る履行期限の延長期間をこえないものとする。